【宅地建物取引業者様向け】

すぐに購入できる物件

媒介業務のご案内

申込期間：令和元年12月3日(火)～ 令和2年2月10日(月)

国（関東財務局）では、国有財産（すぐに購入できる物件）の売払いにおいて、一般媒介制度を導入しました。

国と媒介契約を締結した宅建業者（受託者）は、買受希望者の探索・買受希望者にする重要事項説明・国への売払申請手続き等を行います。

なお、約定報酬額（媒介手数料）については、国と買受希望者との間で売買契約が成立し、国へ売買代金が納付された後に、国が宅建業者（受託者）に支払います。

★媒介の申込に必要な資格：宅地建物取引業法第２条第３号に規定する宅地建物取引業者であること。

国有財産の売払いにかかる媒介業務のながれ

※ 申込物件毎に見積合わせを実施し、国の予定価格以下の物件について一般媒介契約を締結します。

- 媒介契約の対象となる国有財産は、すぐに購入できる物件の一部の物件となります。
- 媒介契約の申込手続き等の詳細については、関東財務局HPの媒介公告書をご覧ください。

くらしに役立つ国有財産

関東財務局 管財第2部 統括国有財産管理官（入札担当）

問合せ先
☎048－600－1177

関東財務局のホームページ
（http://kantou.mof.go.jp/）